

令和8年度 寝屋川市

耐震不足木造住宅 除却補助制度のご案内

補助の
要件等

木造住宅除却工事費
最大補助額

50万円

● 補助対象の建物

寝屋川市内の3階以下(地階を除く)の木造住宅(一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅)で、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のもので、一年以上空き家となっていないもの。ただし、店舗等を兼ねる場合は、店舗等の床面積が延べ面積の2分の1未満に限ります。

※2階建て以下の一戸建て木造住宅の場合、「誰でもできるわが家の耐震診断」の結果が7点以下のものや「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」の結果が倒壊の危険性があると判断できるものも補助対象になる可能性があります。詳細は問い合わせてください。

● 建築の時期

昭和56年5月31日以前に建築されたもの。

● 補助対象者 次のすべてに該当する人です。

- (1) 木造住宅を所有する個人
- (2) 市民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団又は、暴力団密接関係者でないこと。

● 補助の内容

補助対象経費

補助額

除却工事に要する経費

次に掲げる額のうち、いずれか少ない額
(1) 除却工事に要した費用
(2) 500,000円

【申請期間】令和8年4月1日(水)～令和8年10月30日(金)

※交付申請を行わず着手すると補助を受けることができません。必ず事前にご相談ください。

【申請書配布場所】寝屋川市 都市デザイン部 都市三課(住宅立地) ※市のホームページからもダウンロードできます。

